自動車保険の免責条項おける「使用者」「使用人」の意義
―大阪高判平成２９年９月７日を題材に

谷　内　田　誠

１．　はじめに

自動車保険では、賠償責任条項における免責条項として、いわゆる同僚災害免責条項及び従業員災害免責条項が定められている。すなわち、普通保険約款においては、「当会社は、対人事故により次の各号のいずれかに該当する者の生命又は身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。」と定め、「該当する者」の一つとして「被保険者の業務に従事中の使用人」が挙げられている。ここにいう「使用人」の意義について、判例・学説は分かれているが、学説の多数や損害保険会社の運用としては、被保険者との間に直接の雇用関係が存在する者に限ると解する説に立つ場合が多い。

他方、人身傷害補償条項、無保険者傷害特約においても、同様に、従業員が被害者となる場合の免責条項が定められている。賠償責任条項中の従業員災害規定における「使用者」の意義に関しては、多くの裁判例をみることができるが、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項において、従業員が被害者となる場合の免責条項における使用関係の意義に関しては、必ずしも解釈は確立しているとは言えないように思われる。

そのような中、就業中、使用者の所有する車両に搭乗している際の事故によって死亡した被害者の遺族から、人身傷害補償保険金・無保険者傷害保険金請求の訴訟が提起され、大阪地判岸和田支部平成２９年１月３１日（平成２７年（ワ）第１３８号）、その控訴審である大阪高判平成２９年９月７日（平成２９年（ネ）第６７３号）（共に判例集未登載）が、これらの点について判断を行った。

原審である大阪地判岸和田支部平成２９年１月３１日では、「使用者」の意義に関し、「①労災保険との分野調整の趣旨から、被保険者の使用者の業務に従事中の使用人が被害者である場合のいわゆる同僚免責に規定した賠償責任条項１０条１項５号の「使用者」については、一般に、使用人を使用している者、すなわち雇用関係に基づいて被保険者を使用している者をいい、民法７１５条の使用者責任にいう使用者のように広い概念ではないと解されていること、②被保険者の定義に係る賠償責任条項３条１項４号の記名被保険者の「使用者」については、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に順ずる地位にある者を含むとの注記がある一方、上記同僚免責条項や本件人身傷害免責条項には、このような注記がなく、同種の条項中の同一文言は、特段の事情のない限り、同様の意味に解すべきこと、③被告が主張するように、本件人身傷害免責条項の趣旨は、被保険者の使用者の業務のために他者を使用することによる危険はその使用者が負担すべきであるという点にあり、上記同僚免責条項とは趣旨を些か異にするけれども、疑わしきは保険者に不利という約款解釈の原則に基づき免責条項を限定的に解すべき要請は異ならないことなどから、本件人身傷害免責条項にいう「使用者」も、使用人と雇用関係にある者に限定されるものと解される。」と判示した[1]。

他方、その控訴審である大阪高判平成２９年９月７日は、「本件人身傷害免責条項ないし本件無保険車傷害免責条項は、使用者の所有する自動車を使用者の業務のために運転している時の事故については、使用者がその危険を負担（使用者において保険に付する）すべきであるという考えに基づくものであるが、この場合の「使用者」の意義については、民法一般における「使用者」、

[1] 本件は、平成２５年５月、（株）Ａによるパチンコ台設置業務完了時の帰途に発生した交通事故により被害者甲が死亡したという事案である。被害者甲は（株）Ａから委託を受けたＢが集めたアルバイト人員であった。事故車両はＢの所有車両であり、事故当時、保険契約の付されていない無保険自動車であった。各被害者の親族は、自らが締結している自動車総合保険契約における無保険車傷害特約ないし人身傷害補償条項に基づき、保険金請求を行った。

すなわち、被用者との間に実質的な指揮監督関係（使用関係）を有するものをいうと解するのが相当である。なお、対人賠償責任条項中の同僚免責条項における使用者は、一般に、雇用関係に基づいて被保険者を使用している者をいうと考えられているが、上記免責条項は、企業内の事故は、保険の対象となる事故が、使用者と使用人との間、あるいは使用人同士など、通常の対第三者以上の密接な関係にある者の事故であることから、対人賠償責任保険の対象から除外したものであり、本件人身傷害免責条項や本件無保険者傷害免責条項とその趣旨に異にすると認められ、使用者について、同義に解する必要はない。」と判示した。

このように、控訴審においては、免責条項の趣旨を勘案した上で「使用者」の意義を民法７１５条における使用者と同様の意義に解するものと判示したが、この解釈によると、対人賠償責任条項の免責条項における「使用人」と、人身傷害条項や無保険者傷害特約の免責条項における「使用者」が、異なる内容を有することになり得る。最判平成７年１１月１０日（民集４９巻９号２９１８頁）は保険約款の文言解釈に関し、「同一の約款の同一の章において使用される同一の文言は、特段の事情のない限り、右の章を通じて統一的に整合性をもって解釈するのが合理的」であると判示しているところ、「使用人」「使用者」については、同一の章における規定ではないにしても、同様の文言について大きく意味が異なってくることになる。

そこで、以下、免責条項を中心に、自動車保険約款上の「使用者」「使用人」の文言の意義やその異同について、検討を行う。

２．自動車保険約款における「使用者」「使用人」の文言

典型的な自動車保険においては、「使用者」の文言は、複数の箇所に規定がみられる。

主なものとしては、①対人賠償責任条項における被保険者の範囲、②対人賠償責任条項における従業員災害規定、③同僚災害免責条項、④人身傷害補償条項における免責条項、⑤他車運転特約における免責条項、⑥無保険車傷害条項におけ

る免責条項が挙げられる。

判決当時における約款文言を纏めて整理すると、次のような内容となっている。

規定箇所	文言
対人賠償責任条項（被保険者の範囲）	「④記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。注）この④の適用に限り、「使用者」には雇用契約上の使用者のほか、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。」
対人賠償責任条項（免責条項）	「被保険者の業務に従事中の使用人」（従業員災害） 「被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（注）「使用者」とは、雇用契約上の使用者をいいます。」（同僚災害）
人身傷害条項（免責条項）	「被保険者の使用者が所有する自動車。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。）のために搭乗している場合に限ります。」（現在は、自動車事故特約）
無保険車傷害特約（免責条項）	「被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限ります。」（従業員災害に対応） 「被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限ります。」（同僚災害に対応）
他車運転特約（免責条項）	「被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき」
【参考】傷害従業員就業中対象外特約	「使用人」とは「雇用契約上の使用者である記名被保険者の業務（家事を除きます）に従事中の使用人をいいます。」

３．「使用者」「使用人」の意義について

以下、具体的に、自動車保険の約款規定における「使用者」（ないし「使用人」）の意義を検討してみたい。

（１）自動車保険における「使用者」「使用人」の意義

まず、民法上の規定においては、「使用者」は、民法６２３条における「使用者」が挙げられ、次いで、民法７１５条の「使用者」を挙げることができる。

ここで、内閣法制局参事官らによる共著で、公的な法令における文言の意味を解説した角田禮次郎ら共編「法令用語集　第１０次改訂版」（学陽書房）４１５頁以下によると、「使用者」の意義としては、「１）雇用関係において労務に服することを約する相手方に対し、その報酬を与える事を約する当事者たる事業主を指すのが普通であるが（民法６２３、労働組合法２・７・８等）、２）事業主のみならず、事業の経営担当者その他の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者を含む例もある（労働基準法１０、最低賃金法２）。この場合の「使用者」の範囲は、いわゆる管理職員を含むから、１）の「使用者」の範囲よりはるかに広い。３）民法７１５条の「使用者」は、ある事業のために他人を使用する者であり、雇用関係の存する場合に限らず広く、自己の指揮監督の下に他人をして、事業を執行させる場合には「使用者」である。」と説明される。このように、法令上は、第一義的には、「使用者」の意義は民法６２３条の雇用契約における「使用者」を指すことになると解される。

自動車保険についてみると、標準約款の解説書である「自動車保険の解説２０１７」（保険毎日新聞社）４０頁では、同僚災害免責条項に関する解説において、「この約款にいう『使用者』は、民法第７１５条によって使用者責任を負わされる使用者と同義ではない。このことは、請負契約、委任契約などに基づき使用者に準ずる地位にある者も『使用者』に含む場合には、その旨明記している第７条④の規定の仕方からも明らかである。すなわち、この約款では、保険の機能発揮を重視する観点から、免責条項を狭く解釈する

ことに主眼を置き、『使用者』『使用人』の関係を雇用関係のある場合に限定的に解釈、運用することにしているのである。」とする。「この約款」という説明ぶりからすると、対人賠償責任に関する章だけではなく、自動車保険の約款全体について、「請負契約、委任契約その他の契約により使用者に準ずる地位にある者を含む」との文言が付されていない場合、「使用者」「使用人」の意義は、全て「雇用関係にある場合」に限定される、と述べているようにみえる。

（２）①対人賠償責任条項における被保険者の範囲について

ア　約款の定め

普通保険約款「第１章　対人賠償責任条項」第２条では、「この条項における被保険者は、次の①から④に該当する者とします。」として、その一つに「④記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。注）この④の適用に限り、「使用者」には雇用契約上の使用者のほか、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。」と定められている。標準的な約款においても同様の定めがなされている（自動車保険の解説２０１７・４３頁参照）。

イ　趣旨について

従業員による使用者の業務への車両持込みを想定した規定である。昭和５８年７月の約款改定により、記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含むとの内容が追加されたが、その趣旨は「元請事業者の実質的監督下で、自らの車を使って仕事をしている下請人が事故を起こした場合、元請事業者も運行供用者責任または使用者責任などの法律上の損害賠償責任を問われるのが一般的である。」（自動車保険の解説２０１７・４７頁）とされ、かかる立場にある者を賠償責任保険における被保険者に含むことが明確化されたものといえる（鴻恒夫「注釈　自動車保険約款（下）」９９頁参照）[2]。

---

[2]　川井健ほか「注解　交通損害賠償法３」４６頁でも、「使用者が自賠法第３条の運行供

ウ　「使用者」の意義

上記「自動車保険の解説　２０１７」４６頁では、「ここでいう『使用者』には、雇用契約の当事者である使用者（雇い主）だけでなく、請負契約上の元請人、委任契約上の委任者のように、下請人や受任者である記名被保険者との関係で見ると、使用者に準ずる地位にある者も含む。」とされている。

（３）②従業員災害免責について

ア　約款の定め

普通保険約款「第１章　対人賠償責任条項」第３条（３）項では、「当会社は、対人事故により、次のいずれかに該当する者の生命又は身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。」と定め、その中に、「④被保険者の業務に従事中の使用人」と定められている。

イ　趣旨について

業務に従事中の使用人に生じた傷害等に対する賠償責任が免責とされた趣旨については、（ｉ）労災補償制度との分野調整、すなわち「企業内事故は、本来第三者に対する賠償責任に対して保険金を支払うとする自動車保険の対象としてはやや異種に属するものであり、この種の危険は労災保険の分野に委ねることとしたものである。」（「自動車保険の解説２０１７」３８～３９頁、また、鴻恒夫「注釈　自動車保険約款」下巻１５９頁参照）との点、（ⅱ）自動車が業務に使用される場合には、その運行に従事する使用人が被災する危険が一般的に高いため、その危険を定型的に保険の対象から除外する必要があるとの点（名古屋地判昭和５２年２月２８日判時８６２号６３頁）、（ⅲ）馴れ合いによる不正請求の防止（大阪地判昭和５０年３月２８

用者責任や民法第７１５条の使用者責任を負担する場合があるため、その場合の使用者にも被保険者の地位を与えて保護を図っている。」と説明される。

日判タ３２４号２７７頁）等があるといわれる（これらの趣旨については、児玉康夫「対人賠償責任保険における免責事由（１）従業員災害」交通事故訴訟体系２巻責任と保険３９０頁以下、植草桂子「従業員災害免責条項における『業務に従事中』の解釈が問題となった事例」損害保険研究７８巻４号３６７頁以下に詳しい）。

ウ　「使用人」の意義

「使用人」の意義については、学説では、民法７１５条にいう「使用」関係よりも狭く、雇用契約上の被用者の意義で捉えている例が多い[34]。

裁判例を見ると、比較的広く解するものとして、大阪高判昭和５６年７月１５日金判６４７号２５頁は、「『使用人』とは必ずしも被保険者と形式的な雇用契約（労働契約）を締結している当事者足る労働者に限られるものではなく、形式上の契約関係のいかんにかかわらず、事実上乃至実質上、被保険者との間に労働関係（支配従属関係）が存在している労働者をも含むものと解するのが相当である。」としており、民法７１５条における使用関係と

---

[3] 宮川博「免責」（裁判実務体系８巻）２８８頁では「使用者とは、使用人を使用している者、すなわち雇用関係に基づいて被保険者を使用している者をいい、民法７１５条の使用者責任に言う使用者のように広い範囲のものではない。」とされる。佐藤勇夫「任意保険における免責」（損害保険双書２　自動車保険）６６頁では（「使用人」の意義は）「労災保険との関係でこの免責条項が設けられた趣旨を考えるなら、労働基準法９条にいう「労働者」と同義に解することが妥当であるが、保険の効用を強め被害者救済を図るためには免責条項を極力狭く解する必要があり、免責条項にいう「使用人」は、雇用関係のある者に限定されると解されている。」等説明する（また、山野嘉郎「従業員災害免責」損害保険判例百選第２版１１３頁参照）。また、川井健ほか編「注解　交通損害賠償法３巻」６３頁（首藤輝久執筆部分）では、本免責条項に関し「『使用人』の範囲については、労働基準法第９条にいう『労働者』の解釈基準が参考になる。」とする。

[4] 労災保険との分野調整を重視し、労働基準法第９条にいう「労働者」の意義と捉えるとの説も存する（和仁亮裕「自動車保険普通保険約款の免責条項にいう『被保険者の業務に従事中の使用人』の意義」ジュリ７４５号１４７頁）

同様の内容と捉えているものと考えられる[5]。

限定的に解釈するもの（直接の雇用関係を要求するもの）として、大阪地判昭和５０年３月２８日判タ３２４号２７７頁は、「本件免責条項にいう使用人とは、その文言が示すとおり、被保険者と直接雇用関係のある者のみを指称するものと解すべきであって、被保険者の業務にほとんど専従的に従事し、業務執行上は実質的に被保険者の指揮監督に服するものであっても、本来の従業員とは異別の身分的、経済的待遇が与えられている場合には、被保険者と雇用関係が存在するものとは認められないから、右免責条項の使用人には該当しない」と判示する[6]。

裁判例をみると、限定的に解する例が認められる一方、民法７１５条と同様の意義に理解しているのではないかと思われるものも見られる[7]。また、「使用人」の範囲ないし意義の詳細に言及せず、委任・請負との相違を判断する裁判例も多い[8]。

---

[5] 大阪地判昭和５５年１０月９日交民集１３巻５号１３０４頁も、当該従業員に「形式上（皮相上）、原告（注：被保険者）の下請人的要素が存しなかったとまでは言い切れないものの、実質的（内実的）には、原告補助参加人（注：当該従業員）は、原告に雇傭されていたものと判断」しており、広く捉えているものと考えられる。

[6] 他に京都地判昭和６０年４月２４日交民集１８巻２号５６９頁。大阪高判平成１１年１０月２７日判タ１０４６号２５６頁も実質的に雇用契約の存否を判断していると解される。

[7] 栗田和彦「判批」（東京高判平成１１年１０月２７日）判例評論５０５号１９３頁では、「判例においても、限定的に解釈する説と拡張して解釈する説に分かれている、という意味では学説における状況と類似している。しかし、とりわけ、拡張して解釈する判例の主張内容が学説の拡張解釈説のそれと性格に一致しているかは疑問であり、また、限定解釈説が学説におけるような支配的地位をしめていない。」とする。

[8] 東京地判昭和４７年５月２９日判タ２８３号２９０頁、大阪地判昭和５２年１０月７日交民集１０巻５号１４４頁判時８８３頁号６１頁、大阪地判昭和５３年１月１２日判時８９６号６６頁、京都地判昭和６１年１２月２４日交通下民集１９巻６号１７４２頁、大阪地判昭和５６年７月１５日金判６４７号２５頁、大阪地判平成４年１１月３０日交通民集２５巻６号１４１８頁等。

（４）③同僚災害免責について

ア　約款の定め

普通保険約款「第１章　対人賠償責任条項」第３条（３）項で、「当会社は、対人事故により、次のいずれかに該当する者の生命又は身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。」と定め、その中に、「⑤被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。（注）「使用者」とは、雇用契約上の使用者をいいます。」と定められている。

イ　趣旨について

「自動車保険の解説２０１７」４３頁では、「この種のケースは、本来、労災責任の問題であることから、本条④（引用者注：従業員災害規定）と同じく免責」と定められている。

ウ　「使用者」の意義について

上記「自動車保険の解説２０１７」４０頁では、「この約款で『使用者』とは、雇用契約に基づき被保険者を使用している者を言う。」と説明されている[9]。

（５）④人身傷害条項における免責条項について

ア　約款の定め

従来、普通保険約款「第３章　人身傷害条項」第３条（５）項では、「当会社は、被保険者の使用者の所有する他の自動車（注）に、その使用者の業務（家事を除きます）のために被保険者が搭乗している場合に生じた損害に

---

[9]　裁判例としては、大阪地判昭和５５年１０月９日交民集１３巻５号１３０４頁、大阪地判昭和５２年１０月７日交民集１０巻５号１４４７頁、京都地判昭和６０年４月２４日交民集１８巻２号５６９頁等がある。

対しては、保険金を支払いません。」と定められていた。

現行の自動車保険約款では、普通保険約款中の人身傷害条項は被保険車両に搭乗中に生じた人身傷害による損害をてん補するものとされ、使用者の所有車両を運転している際における事故は当然には保険保護の対象となっていない。ただ、「自動車事故特約」が付された場合には、記名被保険者、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子、及びこれらの者が運転する被保険自動車以外の車両の同乗者については、被保険自動車に限らず、自動車の運行に起因する事故に基づき生じた傷害について、保険保護を受けるものとされている[10]。

イ　趣旨について

免責条項の趣旨について、「自動車保険の解説２０１７」３９４頁では、「使用人である被保険者が、その使用者（第１章賠償責任条項第７条④項、第５条⑤項参照）の所有自動車を使用者の業務のために運転している時の危険については、使用者の負担において保険に付すべきであるとの趣旨から補償の対象外としたものである。」とされる。

ウ　「使用者」の意義について

本稿冒頭に取り上げた大阪地判岸和田支部平成２９年１月３１日では、「使用者」の意義に関し、「本件人身傷害免責条項にいう「使用者」も、使用人と雇用関係にある者に限定されるものと解される。」と判示した。

控訴審である大阪高判平成２９年９月７日は、「本件人身傷害免責条項ないし本件無保険車傷害免責条項は、使用者の所有する自動車を使用者の業務のために運転している時の事故については、使用者がその危険を負担（使用者において保険に付する）すべきであるという考えに基づくものであるが、

---

[10]　自動車事故特約第４条（２）項では、「被保険者が、他の自動車であって、次の①から④のいずれかに該当する自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、人身傷害保険金を支払いません。」とし、「③被保険者の使用者が所有する自動車。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。）のために搭乗している場合に限ります。」と定める。

この場合の「使用者」の意義については、民法一般における「使用者」、すなわち、被用者との間に実質的な指揮監督関係（使用関係）を有するものをいうと解するのが相当である。」とした。

（６）⑤他車運転特約における免責条項について

ア　約款規定について

他車運転特約第９条においては、「当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項及び基本条項ならびに普通保険約款に付帯される他の特約の規定による場合のほか、次の①から④のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害又は傷害に対しては、保険金を支払いません。」とし、「①被保険者の使用者の業務（家事を除きます）のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき」を挙げる。

イ　趣旨について

この趣旨に関しては、鴻恒夫「注釈自動車保険約款（下）」２１７頁では、被保険者の使用者の所有する自動車については「使用者がその危険を負担すべき」であって、「使用者がその所有自動車について本来支払うべき自動車保険料を節約して、これを被用者の加入している保険へ転嫁して、いわば『ただ乗り』となることを防止する」ことにねらいがあると解説されている。また、「自動車保険の解説２０１７」２８５～２８６頁では、「使用人である被保険者が、その使用者（普通保険約款賠償責任条項第７条④、第５条⑤参照）の所有自動車を使用者の業務のために運転しているときの危険については、使用者の負担において保険に付すべきであるという趣旨から免責としたものである。」と説明されている。

ウ　使用者の意義について

他方、京都地判平成１１年１０月１４日自保ジャーナル１３４７号は、「本件保険契約に適用される約款において、『記名被保険者の使用者』とは、雇用者のみならず、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき

記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含む（約款第一章賠償責任条項第三条第一項第四号）から、被告林は、本件保険契約の記名被保険者である被告北川の使用者に該当することになる。」「被告北川は、本件事故当時、被告林の従業員として京都林興業の業務に従事していたか、又は、『北川興業』の屋号で土砂運搬業等を自営していたところ、被告林から被告（ママ）林興業の仕事を下請して、その業務に従事していたかのいずれかの関係にあったことが認められる」との事実認定の下、被告林が被告北川の使用者に該当すると判示し、他車運転危険担保特約の免責事由に該当し、被告保険会社は保険金支払義務を免責される、とした。

（７）⑥無保険車傷害特約について

ア　約款の定め

無保険車傷害特約第４条（５）号では、「当社は、次の①から③のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合には無保険車傷害保険金を支払いません。」とし「②被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます　以下この（５）において同様とします。）に従事している場合に限ります。」「③被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限ります。」と定める。

イ　趣旨について

この趣旨について、川井健ほか「注解　交通損害賠償法３」１１２頁においては、「賠償責任条項第１０条第３号、第４号及び第５号と同様の趣旨から設けられたものであり、賠償責任条項第１０条第３号、第４号、第５号と当事者が裏返しの関係にある。それはこの保険の設立目的が、被保険者に対して自分で用意した対人賠償保険の被害者と同程度の保護を与えることにあるからである。」とされる。

また、「自動車保険の解説２０１７」１３６頁では、上記「②被保険者の使用者」については、「労災保険との競合を避けるために免責としている（詳しくは、第１章賠償責任条項第５条４の解説（本書３８頁）参照）。こ

れと同趣旨で規定した。」とされ、同僚災害についても「労災保険との競合を避けるために免責としている（詳しくは、第１章賠償責任条項第５条５の解説（本書３９頁）参照）。これと同趣旨で規定した。」と解説されている。

ウ　「使用者」の意義について

上記の解説からは、「使用者」の意義についても、従業員災害免責条項、及び同僚災害免責条項と同様に、雇用関係ある場合に限定することを意図していることが窺われる。本稿で取り上げた事案の一審判決である大阪地判岸和田支部平成２９年１月３１日も、「本件人身傷害免責条項にいう「使用者」も、使用人と雇用関係にある者に限定されるものと解される。」と判示する。

他方、人身傷害補償条項と同様、大阪高判平成２９年９月７日は、「「使用者」の意義については、民法一般における「使用者」、すなわち、被用者との間に実質的な指揮監督関係（使用関係）を有するものをいうと解するのが相当である。」としている。

４．「使用者」「使用人」の意義が異なる場合について

（１）被保険者の範囲に関する「使用者」と従業員災害免責条項の「使用人」の意義について

対人賠償責任条項における被保険者の範囲としての「使用者」に関しては、交通事故に関して使用者責任に基づく損害賠償責任を負う主体を広く保険保護の対象とすることを目的としていると解されるから、民法７１５条にいう「使用者」の意義と同じ内容と理解することが可能である。そして、民法７１５条にいう「使用者」とは、被用者との間に実質的な指揮監督関係（使用関係）を有するものをいう（民法７１５条１項、最判昭和４２年１１月９日民集２１巻９号２３３６頁参照）とするのが通例である。

他方、賠償責任保険における従業員災害免責条項、同僚災害免責条項における使用者の意義については、民法７１５条における「使用者」と全く同じ

意味と捉えることはできないように思われる。

まず、自動車保険約款が、「使用者」の意義を第一義的に「雇用契約上の使用者」と捉えていることを基礎として、免責条項拡大解釈禁止の原則を併せ考えた場合、「使用者」の意味を被害者と直接の雇用関係を有する者に限定するという解釈が導かれる[11]。

また、労災保険との分野調整の観点がある。不法行為者が下請会社の従業員である場合に、稼動実態によっては元請会社についても民法７１５条の使用者責任が成立することがあり得る。この場合、元請会社は、労災保険から求償を受ける可能性が残るが、賠償責任保険が免責となると何らの保険保護を受け得ない。他方で、直接の雇用関係を有する下請会社は、労災保険上の被保険者に該当し、求償を受けないこととなり、不均衡が生じる[12]。

このような場面を想定すると、従業員災害免責条項において免責条項が適用される場合の「使用者」の意義は、労災保険が適用される関係にあるものとして、被害者と直接の雇用関係を有する使用者に限定されると考えることが妥当である。

（２）従業員災害免責条項の「使用人」と、他車運転特約・人身傷害条項の免責条項における「使用者」の意義について

---

[11] 前掲山野「従業員災害免責」損害保険判例百選第２版１１３頁は、「使用人」を雇用契約ある者に限定的に解する根拠として免責条項拡大解釈禁止の原則を強調する。

[12] 山下友信「判批」（名古屋地判昭和５２年２月２８日）ジュリ７２２号２８９頁では、契約者Ｘ及び雇傭契約上の使用者Ｂがいずれも被害者Ｃに対する実質的支配従属関係を肯定することができる事案で、「ＸとＣとの間には使用関係がないから、Ｃとしては、Ｂに対して労災補償を求めることができるし、また、労災保険に基づく給付を受けることができるが、労災保険者（政府）はＸに対して求償することになる（労災保険法１２条の４第１項）ため、Ｘは、本件自動車保険契約に基づく損害の填補を受けられない。そうであるとすると、Ｘは結局自己の負った責任につき全額自己負担をしなければならなくなるが、このような結果は、業務上災害免責条項の趣旨を、労災保険に委ねることに求めるとすると、あまり合理的なものであるとは思われない。」として、この問題点を指摘している。

他車運転特約においては、京都地判平成１１年１０月１４日が、人身傷害条項においては本稿で取り上げた大阪高判平成２９年９月７日が、いずれも、「使用者」の範囲を民法７１５条に定める範囲と解している。

確かに、自動車保険約款が「使用者」の意義を第一義的に「雇用契約上の使用者」と捉えていると解されることを基礎として、免責条項拡大解釈禁止の原則を重視すると、これら免責条項においても直接の雇用契約ある場合に限定すると考える余地もある[13]。

しかし、他車運転特約の免責条項は、被保険者が他の車両である使用者の所有車両を業務のために運転していた場合を免責とするものであるから、本来、使用者がその所有車両に付保した自動車保険によって賠償責任を含む保険事故についてて補すべきであり、使用者の「ただ乗り」[14]を防ぐという意図から免責とされている。

人身傷害条項の免責条項も、被保険者が使用者の所有車両を業務のために運転していた場合を免責とするものであり、本来、使用者がその所有車両に付保した自動車保険によって保険事故による損害をてん補すべきとの判断に基づき免責とされているものと考えられる。

つまり、他車運転特約及び人身傷害条項における免責条項においては、具体的に、使用者の所有車両が用いられた場合の事故に関しては使用者の保険を使用すべきであったという問題であって、労災保険との分野調整とは適用場面を異にする。

そして、自らが指揮監督下にある者に所有車両を使用させ利益を得ていた者は、事業を行う際のリスクに応じ、自ら自動車に保険を付するのが通例であり、この保険によって事故に対応することが可能である。よって、他車運転特約及び人身傷害補償条項における「使用者」の意義としては、民法７１

13　実際に、大阪高判の原審である大阪地判岸和田支部平成２９年１月３１日も、同僚災害免責条項の定めを参照し、同種の条項中の同一文言は、特段の事情のない限り、同様の意味に解すべきとの推認を行い、人身傷害免責条項にいう「使用者」は、使用人と雇用関係にある者に限定されるものと解される、と判示している。

14　前掲鴻「注釈自動車保険約款（下）」２１７頁以下

５条における使用者（「被用者との間に実質的な指揮監督関係（使用関係）を有するもの」最判昭和４２年１１月９日民集２１巻９号２３３６頁参照）の概念によることが相当であると考えられる。

（３）従業員災害免責条項の「使用人」と無保険車傷害特約の免責条項における「使用者」の意義について

ア　大阪高判平成２９年９月７日の判示内容

大阪高判平成２９年９月７日は、本件無保険車傷害における免責条項についても、「使用者の所有する自動車を使用者の業務のために運転している時の事故については、使用者がその危険を負担（使用者において保険に付する）すべき」と認定している。つまり、この無保険車傷害特約における免責条項についても、その趣旨を、使用者が被害者の自動車保険に「ただ乗り」することを防止する趣旨であると判示している。

この免責条項の趣旨を、使用者が被害者の保険に「ただ乗り」することを防ぐ趣旨であると考えれば、無保険車傷害特約における「使用者」の意義についても、他車運転特約等と同様、民法７１５条における意味と同義に解することにも十分な理由があると思われる。

イ　従来の説明

一方、無保険車傷害特約における当該免責条項は、賠償責任条項における被害者と同様の保護を被保険者に与えるという見地から設けられたものとされ[15]、実際に、賠償責任条項における従業員災害免責及び同僚災害免責と同様の体裁で規定が置かれ[16]、その趣旨も、従業員災害免責及び同僚災害免責の規定と同

15　前掲「注解　交通損害賠償法」１１２頁

16　藤田友敬「自家用自動車普通保険約款の免責条項にいう『配偶者』」ジュリ１０８１号９６頁以下では、賠償責任条項中の免責条項と「これにほぼそのまま対応する条項（例えば無保険者傷害条項（第三章中の保険金を支払わない場合（８条））」についての統一的解釈を示唆している。

様であると説明されている[17]。つまり、当初の約款規定の趣旨としては、労災保険との棲み分けを免責の理由としているようである。これらの点を重視すると、無保険車傷害特約における「使用者」概念について、従業員災害・同僚災害の場合と同様、雇用契約上の使用者を意味すると解するという立場もあり得よう。

ウ　実質的考慮

しかし、無保険車傷害特約は、「使用者」を被保険者とする賠償責任保険ではない。このため、賠償責任条項における従業員災害免責条項や同僚災害免責条項の場合のように、「使用者」を雇用契約ある場合に限定し、労災保険によって保護を受け得る賠償義務者と受け得ない賠償義務者が生じる事態への配慮を行うという必要性は乏しいように思われる。

無保険車傷害特約の適用場面では、加害車両が無保険であって自動車保険を用いることができないため免責範囲を広く解すると被保険者の保護が弱まるという問題と、使用者の「ただ乗り」を防ぐことの、いずれかを重視するかにより判断が異なってくるものと考える。

５．約款の意図と解釈上の帰結の相違

既述の通り、「自動車保険の解説２０１７」（保険毎日新聞社）４０頁では、「この約款では、保険の機能発揮を重視する観点から、免責条項を狭く解釈することに主眼を置き、『使用者』『使用人』の関係を雇用関係のある場合に限定的に解釈、運用することにしているのである。」として、対人賠償責任に関する章だけではなく、自動車保険の約款全体について、「使用者」「使用人」の意義は、基本的に「雇用関係にある場合」に限定される、という立場をとるようである。このことを前提に、「保険の効用を強め被害者救済を図るためには免責条項を極力狭く解する必要」がある（前掲佐藤「任意保険における免責」６６頁）との観点や、免責条項拡大解釈禁止を重視すると、免責条項にお

---

[17]　前掲「自動車保険の解説　２０１７」１３６頁以下

ける「使用者」「使用人」の意義を「雇用関係のある者」に限定するとの解釈に繋がる。

しかし、本稿で取り上げた大阪高判平成２９年９月７日が「民法一般における『使用者』」を民法７１５条にいう使用者と解していることや、従業員災害免責条項に関するいくつかの裁判例においても、使用関係を民法７１５条にいうものと捉えている例が存在し、必ずしも、自動車保険における原則的な使用関係を民法６２３条の雇用関係に限定するという理解は得られていないようである。

他方、各約款条項の趣旨を考慮し、合理的な意義を探求しようとする場合[18]、やはり、全ての約款規定の意義を直接の雇用関係に限定するという帰結にはならないように思われる。

すなわち、従業員災害免責条項及び同僚災害免責条項の使用関係について「雇用関係のある者」に限定することの眼目は、労災保険との棲み分けにあると解されるが、一方で、人身傷害条項や他車運転特約における免責条項は、労災との棲み分けではなく、被用者の自動車保険と使用者の自動車保険の棲み分けを意図しているものである。この場合、雇用契約が存在しないものの、被害者との間で実質的支配関係を有し、利益を上げていた者について、被害者の自動車保険への「ただ乗り」を許す必要はないという解釈が導かれる。

このように、免責条項の趣旨が、各条項ごとに異なっているという実情を考慮すると、現在の約款規定の下では、「使用者」「使用人」の意義について、形式文言のみならず、免責とされた趣旨に基づき個別的に決定することが妥当と考えられる。

そうした場合、同一の保険約款における同一文言の意味について、異なる解釈を行うことになるが、「配偶者」の意味について判断を行った最判平成７年

---

[18] 山下友信「保険法（上）」１５１頁においては、「（約款の）意味内容の探求にあたっては、決して生身の平均的な保険及び法律に無知な顧客が理解するであろうような意味を問題にしているのではなく、法律家の知識を前提とした上で、その保険契約全体及び各約款条項の趣旨を考慮しつつ合理的な意義を探求しているのが通例であると言うことができる。」とする。

１１月１０日（民集４９巻９号２９１８頁）においては、「同一の約款の同一の章において使用される同一の文言は、特段の事情のない限り、右の章を通じて統一的に整合性をもって解釈するのが合理的である」と判示されており、「同一の章」ではなく、異なる章における同一文言について統一的解釈とならないことは一応許容されると思われる[19]。

６．私見

以上の検討からすると、「使用者」「使用人」の意義を「雇用関係にある場合」に限定するという自動車保険約款の原則的立場が妥当する規定は、①被保険者の範囲、②従業員災害規定、③同僚災害免責条項のみとなっていると考えられ、「使用者」「使用人」の意義の捉え方は揺らいでいるようでもある。

他面、「使用者」「使用人」の意義を、民法７１５条にいう使用関係の意義に解すべきと思われる、④人身傷害条項、⑤他車運転特約、⑥無保険車傷害特約においては、その旨は文言上明示されていない。約款上、民法７１５条にいう使用関係（ないしこれに準ずる関係）と解すべき事が明示されているのは、①被保険者の範囲に関する規定の注で、「請負契約、委任契約その他の契約により使用者に準ずる地位にある者を含む」とある箇所のみである。

この点、対人賠償責任条項の従業員災害免責条項における「使用人」の意義については、裁判例、学説も多数存在するため、これを基に論議を進めることはできるが、人身傷害条項や他車運転特約の規定との整合的な理解のためにも、定義規定の追加ないし明確化が望まれるところである（前掲栗田「判批」判例

---

[19] ただ、この最高裁判決の射程については、「あまり広く解釈すべきではないのであろう」とし「賠償責任条項中の免責条項と、せいぜいこれにほぼそのまま対応する条項（例えば無保険者傷害条項（第三章中の保険金を支払わない場合（８条）についてのみ当てはまるものと考える」とする見解（前掲藤田「判批」ジュリ１０８１号９６頁以下）や、逆に、「同一の用語が異なる解釈に理解し得るとするのは、恣意的な解釈として安定性に欠ける」（田中秀明「自動車保険約款対人賠償免責条項にいう『配偶者』」損害保険研究５８巻１号２４５頁以下）とする見解も見られる。

評論５０２号１９２頁は、「『使用人』を定義づける文言は、現在もなお付加されていない。そのことが労災条項の適用の有無（使用人の概念）を巡る紛争が絶えない原因となっている。」と指摘する。）。

そして、約款制定者が、人身傷害条項・他車運転特約にかかる免責は、労災規定との棲み分けではなく、使用者の自動車保険との棲み分けを意図しているのであるならば、より明確な説明を行うべきであろう。例えば、人身傷害条項及び他車運転特約における免責条項において、被保険者の範囲に関する定めと同様に「請負契約、委任契約その他の契約により使用者に準ずる地位にある者を含む」との注を追加する等の方法により、文言上の限定を行うべきではないかと思慮する。

逆に、現在の約款制定者の意図が、約款全体における文言の統一的解釈を貫き、かつ、免責条項の適用場面をできる限り狭く解し、全ての免責条項における「使用人」「使用者」を直接の雇用契約が存在する場合に限定するというものである場合、その意図は、未だ、訴訟実務において広く賛同を得ている状況にあるとは言えないように思われる。「使用人」の定義について、約款全体を統括する定義規定を定めるなどの措置が必要になるのではないかと考えられるところである[20]。

なお、本稿で取り上げた大阪高判平成２９年９月７日については、全く同じ事故に関して、同一争点で争われた事件として、大阪高判平成２９年５月１９日（平成２９年（ネ）第１３７号；原審大阪地判岸和田支部平成２８年１１月２９日）[21]がある。

以　上

---

[20] 傷害従業員就業中除外特約における「雇用契約上の使用者である記名被保険者の業務（家事を除きます）に従事中の使用人をいいます。」といった定めは参考になろう。

[21] 同事件では、事実認定のみが問題となり、アルバイト人員を集めたＢ（車両所有者）が作業者に対する給与額を決定していたこと等から、被害者はＢの「使用人」に該当するとし、損害保険会社の保険金支払義務を免責としている。事案の概要は脚注１と同様である。